

◎新潟県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。ただし、解散した特例民法法人の残余財産の処分の許可については、なお従前の例による。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育庁 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第17条第1項</u>の規定により教育委員会に置く事務局をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第3条関係） （教育次長共通専決事項）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 国庫補助金の交付、返還等に関すること（課長共通専決事項を除く。次号及び第9号において同じ。）。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p><b>別表第2</b>（第4条関係） （課長共通専決事項）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指令（申請により求められた許認可等を拒否する処分を除く。）をすること。</p> <p>(4)～(26) (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育庁 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第1項</u>の規定により教育委員会に置く事務局をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p><b>別表第1</b>（第3条関係） （教育次長共通専決事項）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>教育委員会に機関委任された国庫補助金の交付、返還等に関すること（課長共通専決事項を除く。次号及び第9号において同じ。）。</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p><b>別表第2</b>（第4条関係） （課長共通専決事項）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指令（申請により求められた許認可等を拒否する処分並びに<u>教育委員会の所管に属する特例民法法人の合併の認可、特例財団法人の基本財産の処分の許可及び特例民法法人の解散又は残余財産の処分の許可</u>を除く。）をすること。</p> <p>(4)～(26) (略)</p>